

令和4年度島根県いじめ問題対策連絡協議会

日 時 令和5年2月7日（火）

10：00～12：00

場 所 島根県職員会館 多目的ホール

【副教育長あいさつ】

●副教育長

島根県教育委員会、副教育長の石原でございます。本日は御多忙の中、島根県いじめ問題対策連絡協議会に御出席いただきまして感謝申し上げます。また、平素より県の教育行政に対しまして格別の御支援、お力添えを頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

昨年12月に、文部科学省の生徒指導に関する学校、教職員向けの基本書であります生徒指導提要が12年ぶりに改正されました。この中で、社会総がかりでのいじめの防止を目指すには、学校だけで抱え込まずに地域の力を借り、医療、福祉、司法などの関係機関とつながることが重要とされ、また、いじめの発生を把握した際に速やかに関係機関等との連携が図れるよう、日頃から顔の見える関係をつくっておくことも大切であるとされております。このような点からも、いじめの防止に関する取組の把握や連携などについて情報交換するこのいじめ問題対策連絡協議会は、非常に大事な場であると考えております。学校現場の状況や様々な分野、立場でいじめの問題に関わっておられる皆様の御活動や課題認識、お考えなどを共有して連携を図りながら、いじめの未然防止や早期発見、早期支援に取り組んでまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度と3年度は書面開催となっておりましたが、本日、3年ぶりにこうして対面で開催することができました。皆様のお力により活発な意見交換ができ、有意義な会議となりますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

【構成団体】

●事務局

前回まで構成団体となっていたチャイルドラインしまね様につきましては、参加が困難であり脱退したい旨の申出があったため、今回から構成団体から外れています。

【会長選出】

●事務局

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例第3条第1項により、協議会に会長を置くことになっており、構成委員の互選によることとなっております。事務局案としましては、会長には島根大学教育学部学部長の河添達也様をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(承認)

河添様には、一言御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

●会長

皆様方、おはようございます。座って失礼いたします。島根大学教育学部長を務めております河添と申します。

力足りませんが、島根県の子供たちの健やかな成長、こういうものを願ひまして、3年ぶりの対面ということをお聞きしております。皆様方、各方面の方、お集まりいただいておりますので、どうかこの場では意見を共有し、対応の方法等、皆さん方と検討をして、島根県の子供たちの健やかな成長、あるいはいじめの未然防止、こういうあたりの知恵を結集して対応していきたいというふうに考えております。どうぞ進行につきまして御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

●事務局

ありがとうございました。

それでは、これからの議事につきましては、会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

●会長

それでは、お手元の会議次第に従って進行させていただきます。なお、本会議は、島根県いじめ問題対策連絡協議会要綱にも規定されておりますとおり、公開で開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本日の議題は、令和3年度児童生徒の諸問題、諸課題に関する状況についてです。

資料1から3に沿って、事務局からまずは説明をお願いいたします。

●事務局

今回説明いたします数値でございますが、毎年、文部科学省が学校に対して調査しております、問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の公表結果に基づいております。まず資料1を使いまして、いじめを含む諸課題について簡単に説明をいたします。

資料の1の3ページ、別添と記してあるページをお願いします。1番目、暴力行為についてです。本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害届の有無などにかかわらず、暴力行為に該当するものを全て対象としております。表の一番下、囲み部分が令和3年度のものとなっております。以下、表の令和3年度分は常に囲ってある部分になります。公立の小・中・高等学校合わせて667件、1,000人当たりの発生件数は10.2件でした。発生件数、1,000人当たりの発生件数、いずれも4年ぶりの増加でした。国公立の1,000人当たりの発生件数は9.6、全国平均が6.0ですので、上回っておりますが、県内の学校が荒れているというような状況にはないと認識しております。小・中学校を所管する市町村教育委員会からは、遊びやふざけ合いが発展して暴力となってしまったケースや、コミュニケーション不足から暴力にいたってしまったケースがあるというような報告を受けております。

続きまして、いじめの状況等についてです。いじめは、たとえささいな情報であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知することが大切であると考えております。公立の小・中・高等学校、特別支援学校の認知件数の合計は2,650件、1,000人当たりの認知件数は39.7件でした。認知件数、1,000人当たりの認知件数、いずれも3年ぶりに増加いたしました。1,000人当たりの認知件数は全国平均を下回っております。暴力行為も発生件数のグラフ、また、いじめの認知件数もグラフを見ていただきますと、令和2年度に減りまして、令和3年度にそれまで、令和元年度の数字に戻るといったような同じような動きをしております。いじめの積極的な認知が広がってきた、進んできたとともに、部活動や学校行事などの教育活動が徐々に再開されたことにより、接触機会が増加したことで児童生徒間の暴力行為、また、いじめの認知件数が増加したのではないかと考えております。学校は細かく子供たちの様子を見て、その都度、指導を行っている状況であり、引き続き一つ一つ丁寧に対応していくことが大切であると考えております。

続きまして、4ページをお願いします。3番、小学校・中学校の長期欠席者のうち不登校の状況についてです。長期欠席者といいますのは、欠席日数と出席停止・忌引等の日数の合計が30日以上のもので、病気、経済的理由、不登校、新型コロナウイルス感染回避、その他のいずれかから主な理由を1つ選び報告することになっております。公立小・中学校の不登校児童生徒数の合計は1,528人、1,000人当たりの人数は30人でありました。不登校児童生徒数、1,000人当たりの人数ともに6年連続の増加となっております。1,000人当たりの人数は全国平均を上回っております。不登校児童数ですけども、グラフを見ていただきますと、令和元年度から令和2年度に至っては微増ということでしたが、令和3年度は全国同様の増加となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。高等学校の長期欠席者のうち不登校生徒の状況についてであります。公立高等学校の不登校児童生徒数は300人、1,000人当たりの生徒数は22.5人でありました。生徒数、1,000人当たりの生徒数、いずれも2年連続の増加でした。1,000人当たりの生徒数は全国平均を上回っております。市町村の教育委員会からは、学校の休校等が続く中で生活リズムが乱れ、崩れて家庭で過ごすことが多くなったことによって、外出、登校に対しておっくうになったり、不安になったりした等の報告もありました。生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等、コロナ禍の影響も増加した要因の一つと考えております。

続きまして、6ページをお願いいたします。高等学校中途退学者等の状況についてです。公立高等学校の中途退学者は87人、在籍者数に対する割合は0.6%でした。中途退学者数、割合ともに5年連続の減少でした。在籍者数に対する割合は全国平均を下回っております。各高校における魅力化の取組が進んだこと、また、中学校でのキャリア教育や高校のオープンキャンパスなどによる情報提供によりミスマッチが少なくなり、進路変更などの退学が減少していると考えております。

それでは、続きまして、資料2をお願いいたします。いじめの状況について詳しく説明いたしたいと思っております。1番、いじめの状況等の(1)でございます。いじめを認知した学校ですが、前年度よりも増加となっております。先ほども触れましたが、いじめの認知は積極的に行い、認知漏れがないことが重要であるというふうに考えております。

(2)警察に相談・通報した学校数・件数ですが、9件の増加となっております。県立高校については、SNS上のトラブル、また現金や物の盗難や紛失などで警察に相談した

ケースがありました。

(3) いじめの現在の状況です。いじめの認知件数の合計2,650件のうち解消しているものは1,891件でした。解消しているものとは、少なくともいじめに係る行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことがその要件となっております。いじめが止んでいる期間として約3か月間が目安とされていますが、これもいじめの被害の重大性等から、さらに長期の場合も考えられます。

(4) いじめの認知件数の学年別内訳です。小学校の場合、5年生の増加が顕著でありました。中学校の場合は、全ての学年でいじめの認知件数が前年度に比べて増加をしているというような状況でありました。

(5) いじめの発見のきっかけを御覧ください。前年度同様、本人からの訴え、また当該児童生徒の保護者からの訴え、学級担任が発見、の順に多くなっております。学級担任以外の教職員が発見も増えているというような状況でありました。

続きまして、2ページをお願いいたします。(6) いじめられた児童生徒の相談の状況であります。これについても令和2年度同様、学級担任に相談、続いて保護者や家族等に相談、学級担任以外の教職員に相談、の順に多くなっております。養護教諭に相談、またスクールカウンセラー等の相談員に相談をした件数も増えております。児童生徒にとって学校が相談しやすい状況になっていること、また家族を含め信頼できる大人に相談できる状況になっていることがうかがえます。しかしながら、誰にも相談していない児童生徒も一定数おりますし、また若干増えているという状況にあります。学校以外の相談できる場として来所、電話、SNS相談等もありますので、引き続き児童生徒へ多様な相談窓口があることを周知していく必要があると考えております。

(7) いじめの態様を御覧ください。冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが、全体の3分の1以上ということで一番多くなっております。次いで、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするところが多くなっております。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるというところがありますが、そこについては前年度とほぼ同数ということでした。

では、続きまして、3ページ目をお願いいたします。いじめの対応状況の①です。いじめめる児童生徒への特別な対応であります。保護者への報告、また、いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導というのが圧倒的に多いというような状況です。また、スクールカウンセラーのカウンセリング、警察、児童相談所等、関係機関とも連携という

ところも増えております。ネット等を使った事案については、例えば画像がネット上にアップされた場合、拡散しないように早めの対応が必要でありますので、警察に相談し連携していくということが重要であると考えております。②です。いじめられた児童生徒への特別な対応については、学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した、また、当該いじめについて教育委員会と連携して対応したというものが多くなっているような状況です。

では、続きまして、4ページ目をお願いいたします。(9) いじめ防止対策推進法について。①です。県内全ての市町村のほうで、いじめ防止対策に関する、推進法に対するものが策定されているというような状況であります。基本方針が策定されているという状況であります。

それでは、続きまして、資料3をお願いいたします。この資料は、県教育委員会の対応として生徒指導関連事業を、事業名、事業の概要、そして対象、実績ごとに一覧にまとめている表でございます。ナンバーの1からナンバーの7までが主として人的な支援ということになります。ここにありますように様々な人を配置し、学校の教育相談体制や組織的な対応を支えているというような状況であります。例えばナンバーの4、スクールカウンセラーについては、全ての公立学校に配置をしております。また、ナンバー5、スクールソーシャルワーカーについては、県立学校については宍道高校と浜田高校、定時制、通信制には配置をしております。また、ほかの学校については学校の要請に応じて派遣をしていると。市町村立の学校については、松江市は独自に配置をしておりますが、それ以外の市町村は県から委託をして市町村のほうで配置をしているという状況にあります。学校においては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを交えてのケース会議等の開催、また、未然防止、予防的な取組として、スクールカウンセラーを活用して全員の面接でありますとか、心理教育等の授業の中で活用していく。また、教職員研修を行って教職員の力量を高めていく、というような活用が行われているような例もあります。また、ナンバー8からナンバー10が相談窓口になります。来所、電話、SNS等形態の異なる窓口を設けております。SNS相談については、中・高校生を対象に昨年度、今年度と年間を通じて実施しております。ナンバー11、これはいじめの未然防止につなげるために、児童生徒の学級満足度を把握するためのアンケート調査を実施いたします市町村に対して財政支援を行っております。ナンバー12、いじめ防止サミットではありますが、「しまね子ども絆づくりサミット」と題しまして、いじめ問題について児童生徒が直接、実践発表や意見交換を行う機会を設けております。コロナ禍において令和3年度は中止ということ

でありましたが、今年度は第8回として10月に浜田市を会場に行いました。2つの中学校が集合、1つの中学校がオンラインで、合計3つの中学校から生徒が参加して実施いたしました。また、1月には全国絆づくりサミットが東京で開催されまして、本県の代表として浜田市立旭中学校の生徒さんが参加をしております。ナンバー13です。いじめ等対応アドバイザーですが、有識者、弁護士、精神科医、臨床心理士、警察官経験者、10名をアドバイザーとしてお願いをしております。学校等に対応、解決が難しくなっている事案に対して支援をしております。ナンバーの16から以降は、教職員の力量を高めることを目的に、その立場や経験等に応じた研修、また訪問の機会を設けております。

県教育委員会では、これらの取組を丁寧に進めていくとともに、本日、お集まりの構成団体の皆様の取組等も参考にさせていただきながら、そうした連携しながら、いじめ等の諸課題に対して未然防止、早期発見、早期支援等に努めてまいりたいと思っております。以上、私からの説明を終わります。

●会長

それでは、議事の第1番目は、今御説明いただきました令和3年度児童生徒の諸課題に関する状況について、この資料に基づいて御説明いただいたことに対する御質問や御意見をいただきたいというふうに思います。

●委員

資料3で説明いただいたスクールカウンセラーの配置についてですけれども、いじめ問題だけでなく、子供たちが抱えている課題に対しても、こうしたカウンセラーの方々が対応していただけるということは非常にいいことだと思っているところです。具体的にこの相談件数がそこに示されているわけですが、令和3年度が13,701件となっています。恐らく相談というのは個人的な児童生徒からの相談だろうと思うわけですが、その際には個別相談という形だけなのか、あるいは保護者の方も一緒に相談されるのか、あるいは担当の教員の方も併せて相談をされるのか、そういった相談形態についてひとつお聞きしたい。

それと、13,000幾らというような数値ですので、恐らく友人関係のこととか、そういった生活に関わることもあるとは思いますが、当該の委員会のほうではいじめとか虐待とか、あるいは教員による不適切な指導とか、そういったような事柄に対しての相談というものも具体的にあるものなのか、どうなのか、そういったことを少し分かれば、数値が分かればそういうことをお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう1点、私のほうでお聞きしている別な資料のほうからは、このスクールカウンセラーの事業によって、教員へのコンサルテーション、いわゆる相談以外の活動件数というのが同じく、17,106件というようにお聞きしているところです。具体的に教員へのコンサルテーションというのはどういうコンサルの内容なのかということをお聞きします。

また、その内容ですけれども、研修に代わるようなものか、いわゆるコンサルですから個人相談なのかかもしれませんけれども、あるいは研修形態でもって集団でその教員全員の方にコンサルをしていく、その当該学校の全員の方に、教員の方に集団的にコンサルされるとか、いろいろな形態があるかと思うのですけれども、そういったこともお話しいただきたい。

また、いじめとか、今お話ししましたように、教員の不適切な指導といましようか、こういったような事柄に係る内容についても、もし分かれば教えていただきたいと思えます。

●会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

今、資料3に基づいて、特にスクールカウンセラーの配置に対応する件数が多く、そのまず相談形態はどういうものなのか、単独なのか、保護者と一緒なのか。2番目はその相談の内容、いじめ以外の案件もあるのかということ。3番目は別データからスクールカウンセラーの教員へのコンサルテーションがあるのではないか、その中身であるとか、それが研修に代わるものなのであるのか。この3点について御質問がありました。

事務局のほう、いかがでしょうか。

●事務局

まず、形態についてですが、スクールカウンセラーがいらっしゃいますので、少しフォローをしていただけないでしょうか。

●委員

スクールカウンセラーの活動に興味を持っていただいてありがとうございます。私自身もスクールカウンセラーをしております、相談対象は、生徒自身、それから保護者、教職員になります。相談の形態は、もちろん個人のものもありますし、お友達同士で来ることもあれば、お母さんと一緒の同席がいいと希望される場合もあるし、先生とする場合もありますので、形態はそのスクールカウンセラーによって対応できる様々な形を取って

るというのがお答えになるかなと思います。

相談内容については、いじめもちろんありますし、生徒と話してるうちにこれは虐待だというような判断することも、もちろんあります。統計的に出ているものの中でも、近年増えてきていて、これも大事だと思っているのは、いじめ加害側の生徒さんに対応することも近年増えてきたという印象を持っています。内容については、学校生活に関わることであれば特に問うことはないので、言われたようにお友達関係、先生との関係も様々にございます。

コンサルテーションというのは、教職員の先生とスクールカウンセラーが同じ立場で、1人とか、グループもちろんあるのですが、生徒のことについて相談することをコンサルテーションというふうに言います。ですので、基本は個人、例えば担任の先生とスクールカウンセラーとその生徒のことについて、コンサルテーションをするというのが一般的かとは思いますが、先生方が何人か集まって半ばケース会議のようなコンサルテーションというのもあります。これもスクールカウンセラーのできるレベルで形態は様々になっているかなとも思います。

お答えできるのはこういうことかなと思うのですが、ついでに私の概観を話させていただきますと、島根県のスクールカウンセラーの時間数は、全校配置に対応するために物すごく短い時間なのです。1校当たり、年にほんの数十時間しか来ない。つまり、学期に1回来るのがやっととか、1か月に1回しか来ないとか、本当に短いものですから、その窓口になってくださる先生の力量とか、スクールカウンセラーの力量、物すごく他県に比べると問われる活動かなというふうにも思っています。ですので、スクールカウンセラーの質を上げることとか、先生方の力を上げることは島根県にとってはすごく必要なことかなと考えております。そこが、まだ十分じゃない点はいっぱいあるかなというふうに私たちは思っているので、教育委員会と協力してちょっとそこを何とかしていきましょうという話し合いを始めているところです。まだ全然動いていませんが、始めていかなければと考えているところがあります。

●委員

県のほうに上がってくるスクールカウンセラーの方が対応された相談についてですけれども、こういった相談件数の総数だけが上がってくるものでしょうか。あるいはコンサルの総数だけが上がってくるものでしょうか。内容とか形態とかこういったような事柄については詳しく上がってくるものでしょうか。それと、先ほどおっしゃってたように、教員

の質を高めるというその辺りはどのように考えていらっしゃるのかということ、この2つをちょっと県の方にお伺いしたいと思います。

●会長

まず、最初の3つの質問の、件数として上がってくるものの中身の詳細が上がってくるのかどうかということについてお答えいただいて、2番目のほうはさらに中身のことで、少し後にお願いします。

●事務局

中身については、幾つかカテゴリーといいますか、学校に分類してもらう項目を示しています。例えば心身の健康・保健ですとか、友人関係ですとか、不登校でありますとか、家庭環境、学業ですとか、進路ですとか幾つかの項目がありまして、そこに学校が何件何件というようなことで上げてくるというような流れになっております。そういう中で、例えば令和3年度でいいますと、心身の健康・保健、というところの割合がその全体の22.4%というところで一番多くなっております。続いて、友人関係が18.5%、3番目が不登校12.9%というような分類、項目で上がってきているというような状況であります。

続いて、教員の質を高めるというところでありまして、先ほど出ておりましたコンサルテーションですね、といいますのは、1対1でやる形態が多いのですが、例えばコンサルテーションをしていく中でスクールカウンセラーさんからのアセスメントといいますか、見立て等で非常にやっぱり参考になる部分があるというところで、その都度教員の力量が高まっていくというふうに思っております。また、最近では、先ほどの説明でも申しましたが、職員研修等でスクールカウンセラーを活用する例もあります。そこで職員の力量が高められているというような場合もあるかと思っております。また、当然我々で行っています教職員の研修も力量を高めていくということにつながっていくというふうに思っております。以上です。

●会長

よろしいでしょうか。

●委員

よく分かりました。カウンセラーの方々の御努力といえましょうか、恐らくアセスメントをしっかりとやっけていらっしゃるのだと思ひまして、それを全教員の方が共有していただくということは非常に大切なことのように思っております。私が関わった件の中でもアセスメントが不十分で、例えば不登校が起こったのかという、その辺りの分析が不十分

で、ただ頑張れ頑張れというような例があって、元はいじめであったわけなんですけれども、結局出れなくなったというようなこともありましたもので、やはりアセスメントをきちんとしていただいて、その上でそれを学校で共有をしていくという中での育ちといいましようか、対応といいましようか、これが大切だなというように思ったので質問をさせていただきますところでは。

●会長

大変重要な御質問ありがとうございました。せっかく校長会からもお出かけいただきますので、その校内の中での教員の共有であるとか、そういう問題意識の解決に向けての体制の在り方等、こういうふうに今、行っているということがありましたら、簡単に御紹介いただければと思います。いかがでしょう。

●委員

先ほどありましたコンサルテーションの校内での活用の在り方という部分ですけれども、学級担任がスクールカウンセラーの方と話をして状況を確認するケースもございますし、中にはやはり配慮が必要なことや学級担任だけでは対応できない困難な状況におきましては、ケース会議や複数の教職員、学年部の教員が入りまして一緒に情報共有をして、対応方針について一緒に検討しながら対応を進めていくこともあります。その場合には子供たちだけではなくて、保護者の方への対応ですとか、学級の周りの子供さんへの対応、そういったことも含まれてまいりますので、どういうふうに進めていけばいいのかということ、しっかりと問題の背景を捉えながら状況に対応していくということを常日頃から、情報連携しながらやらせていただいております。一番やってはいけないのはやはり学級担任の抱え込みになってはいけませんので、スクールカウンセラーさんの助言もしっかりと入れながら、学校全体の組織としてどう対応していくかという方針を決めながら対応しているのが現状でございます。以上です。

●会長

ありがとうございました。当事者間で非常にいい意見交換をしていただいていると思います。たくさんの資料について御説明を事務局からいただいておりますので、まず他の要件でも御質問とか御意見がありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

●委員

平成18年から子供のための電話を、もしもしにゃんこというのをさせていただいております。先ほど暴力行為の発生件数というところで、生徒同士とか子供同士という御説明

でしたけど、ここには、例えば部活での先生からの暴言とか、そういうものの件数は入ってはいないでしょうか。といいますのも、やはり部活に対しての結構電話の悩みとか、電話でかかってくるものも結構私どもにもかかってきております。先ほどの教員の質というところもありましたけど、今日たまたま中央新報の「明窓」の欄にも、監督が怒ってはいけない大会というのがあって、怒った場合はマスクにバッテンをつけないといけないと。バッテンをつけられた監督が、何で自分はそんなものつけないといけないのかと、問題意識が全然その人には分かってないというのがちょうど今日載っていて、そういったことがすごく訴えてくる子供もいる中で、どう捉えていらっしゃるかなと思ってちょっとこの数を見させていただいたのですが。

●会長

教員の不適切発言等についての中身があるかどうかという御質問でした。いかがでしょう。

●事務局

教員の不適切な言動等については、この調査では対象にしていけないというところで、詳細は分からないということであります。

●委員

せっかくの楽しい部活、それから活動が、そういうことで学校へ行きたくないとか、そうならないことをやはりもうちょっと考えていただけたらいいなと思います。また、そういった事例で先生がほかの学校へ行ってまた同じような部活を持たれたという話も聞いたりもしておりますので、そのあたりも、よろしく願います。

それと、先ほど教師が抱え込みをしないようにと先生がおっしゃいましたが、実は子供もそのことをすごくよく感じておまして、子供のほうから先生が何か悩んでるようだという電話でさえかかってきております。ぜひぜひ抱え込みをしない学校というのをよろしく願います。

それと、人権教育の在り方かもしれませんが、こないだも他県でしたが公園を廃止するとかいった意見が出ましたけど、地域の大人の在り方、考え方というのが小さいときからの人権教育に関わってくるのではないかなと思います。私が住んでいる地域でも子供たちが外で遊ぶと、うるさいとか言ってどなられる方がいたりとか、小さいころから自分たちは、何かこういうふうに使われていってというような、部活にしるこういった地域のことにしる、少しずつ少しずつそういうことが増えていくと、自分はどうでもいいんだという

ふうに思っていくような地域であってはいけないなと思います。何か言ったもん勝ちみたいな感じではなくて、やっぱり子供一人一人は本当に地域の宝なら、もうちょっと何かみんな考えていく必要があるのではないかなと思います。誰も独りぼっちにさせないというのをこれからコロナ禍以後やっていけたらいいんじゃないかなと思っています。以上です。ありがとうございました。

●会長

ありがとうございました。いじめの背景にある非常に広い世界について、どこにもかかってくると思いますので、非常に重要なお話だったと思いますが、今日は副教育長、あるいは教育監等もお越しいただいておりますので、これは教育委員会全体の子供をどう育てていくか、あるいは教員をどのようにサポートしていくか、大きな問題として持ち帰っていただければというふうに思います。

●委員

今日のこの連絡協議会のメンバーなのですが、医療の方がいらっしゃらないのはなぜでしょうか。と申しますのは、いろいろな学校との関係性において、ちょっとつらくなったりして、それでスクールカウンセラーさんとかに行き、心体相（心と体の相談センター）に行き、こころの医療センターに入院して、こころの医療センターからどうやったら、どういう要件で退院できるかっていうことが、いまだにある。学校に問題があるというところにはまるでいかないんですね。ちょっとその辺、心体相からこころの医療センターも含めて、その辺、子供の問題として捉えるのか、不登校であれば学校との関係性でもって捉えるのかという、何かその辺の基本的なことがどうなっているのかをお尋ねしたいです。医療との関わりについて、こころの医療センターのほうに紹介されると、入院されるというケースがどのくらいあるのか。

●会長

中学校の分校にもなっていますよね、出雲のこころの医療センターと。そちらへの、相談件数、あるいは紹介件数等っていうのは把握しておられるかどうか。

●事務局

こころの医療センターにどれぐらいつながっているか、紹介されているかという正確な数について把握はしておりません。

●委員

この協議会の中で医療の方も、結構医療に行っていますので、含めていただければと思

います。

●会長

メンバーに入っていただくように今提言をいただいたということで、事務局として持ち帰って御検討いただければと思います。おっしゃるとおりにこころの医療センターの中に学校の分校もあつたりしますので、その辺りとの情報共有というのは一定程度必要かなというふうに考えます。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この議事の1つ目の資料に基づく御質問とか御意見というのはここまでとさせていただきます。せつかく3年ぶりに対面でこのように各方面からお越しいただいておりますので、ぜひとも島根県の今、幅広い御意見もいただいております。そのような形で自由に意見交換を2番目の議事題としてこれからさせていただきたいと思います。こういう機会、めったにありませんので、ぜひとも各方面からの御意見や、あるいは御質問等いただいて、みんなで力を合わせて、最初に副教育長からもありましたように、学校だけではなく様々な場面で力を携えて、また、文科省の中では、令和3年度に出た令和の日本型教育の中でもこのような形でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、あるいは地域の方々と一体となって子供を育てていく、こういう中教審の答申も出されております。ぜひそういう機会になればというふうに思いますので、どなたからでも結構です、この場で意見を共有したいこと、あるいは御質問があること等につきましては、挙手の上御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

●委員

日頃の活動がスクールカウンセラーをしていて、すごく関わり合いの多いお話をしていただいております。スクールカウンセラーの時間がとても細切れなので、できることが限られているというのが私たちはとても苦しい思いをしているのですけれども、それ以外に、私としては少し気になる場所として、島根県は特にひきこもりの問題もかなり大きく抱えている印象がありますので、例えば居場所のような活動とのいいつながりとかがあるといいなという印象を持っています。早い時期からこういうところがあるということを知ってもらい、健康な子にも知ってもらい、意味があるのかなという印象をちょっと持っています。

それと、子どもの権利条約、子供の権利を全ての子供たちにしっかり知ってもらい。そういう勉強をした子たちというのはウェルビーイングが高いという研究結果も出ていますと

いうことを考えると、私、ヤングケアラーの支援団体も一緒に立ち上げているところもありますので、すごくいい視点だなというふうにも思いますし、そういう活動も視野に入れていただくと、いじめで苦しむ、もちろん被害の子も加害の子にもとても大事な視点になるんだろうなということを拝見しながら思いました。

●会長

ありがとうございました。学校、あるいは子供と社会のいろんな居場所をつなぐ役割としては、スクールソーシャルワーカーの方、あるいは社会福祉士の方もいらっしゃると思うんですが、いかがでしょうか。そういう現状とかあるいは課題とかありましたら、少し御紹介いただければと思いますが、お願いできますか。

●委員

ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーもしながら、スクールソーシャルワーカーの仲間と意見交換する中で、今、臨床心理士会のほうで、スクールカウンセラーのほうの何か時間の細切れの問題も出ましたけど、スクールソーシャルワーカーはさらに時間がありません。先ほどの一覧表で、何かたくさん配置されているようなていはいはありますけれども、県立はほぼ派遣で、小学校にもすごく地域差があって、松江市は、いわゆる拠点校となる場所も少ないですし、その時間が拠点といっても180時間ぐらいなもので、1人のお子さんだけではないので、学校におられる子供さんの数からすればとても足りない。人を配置すると結構お金がかかるのでそう簡単にはいきませんが、まず、そういうスクールソーシャルワーカーが学校に出入りしているということを知らないし、保護者も知らない、教員もスクールソーシャルワーカー、あるいは福祉関係者って何をする人ぞというような状態ですので、やはりその辺の啓発活動というか、そこまですでいなくても、一番最初に学期の初め、学年の初めに挨拶をするとか、ソーシャルワーカーはこういうものだっていう文書を配付していくという動きをしていかないと多分駄目ではないかなというのが1点。それと、子供を支援する、見守りをする人がかなりの数いろいろ出入りされていますけれども、その横の連絡がほとんどない。集まって話をすればまた金がかかるみたいな世界なんですけども、やっぱり現場で教員もカウンセラーもコーディネーターも、いわゆるワーカーも一緒になって話合いをする場が欲しい。学校の先生にケース会議に呼んでくださいと申し上げますと、ケース会議そのものを開くことがとても大変だという学校もいっぱいあります。ケース会議を簡単に開ける方法、30分で終わるようなケース会議もあるので、気軽にその辺に集まってささっと開けるようなケ

ース会議をみんなが普通にできるようになるといいなというふうに思って今、活動していますけど、なかなかです。

●会長

ありがとうございました。なかなか異分野同士でこういう意見を共有する機会もないと思いますので、委員会のほうにはやはり人とお金、この要望があるかと思いますが、引き続き、難しい問題かと思えますけども、できる限りの対策を取っていただければというふうに思います。

何か事務局のほうからございますか。

●事務局

御意見ありがとうございます。本当にお金をしっかりつけて人をつけてということはおっしゃるとおりであります。限られた中でどう有効に活用していくのかというところもありますので、そこをしっかりと見ていきたいと思っております。

先ほどの話の中で地域差ということもあったと思います。また、学校差ということもあったと思います。全くそのとおりでございます。例えば、先ほどスクールソーシャルワーカーの認知、周知っていうところでいえば、例えばある市町村は、市町村が配置していますスクールソーシャルワーカーさんと市町村の担当者が一緒に、紹介がてら、学校へ回って行って名前とか覚えていただいて、それによって活用が進みましたというような話を聞くこともあります。市町村とも意見交換しながら、やはり周知が進むということが第一ですので、いろんな知恵をお互い出し合いながら、学校のほうに周知が進むように我々も努めていきたいと思っております。

●会長

学校のほうでもぜひ活用いただければと思います。スクールソーシャルワーカー自体の数もやや、基礎資格の上に講習を受けたりしますので、この辺りをどういうふうにするか、大学も含めて協議をさせていただければと思います。

それから、子どもの権利条約のこともありますが、この辺り、人権のほうから何か御発言等ありますでしょうか。学校への人権教育とか子供への人権教育等の現状がありましたら。

●委員

子どもの権利条約については、平成6年、日本が批准しておりますが、そのことについては児童権利条約として、あるいは人権教育全般という中でいろいろ教えておられると思

います。各学校では人権教育を学校教育の基礎部分に位置づけて対応しておられると思いますので、条約そのものをどの程度認識しておられるかということとは分かりませんが、いろんな機会に子供たちにそういった面を教育して認識を深めて、実際の場面で結びつくというようなことはしておられるのではないかと思います。私も時々学校で、住んでいる地域のほうとか出かけて人権教育を見させてもらうことはあるのですが、かなり丁寧に、子供たちに具体的に分かるようにやっておられるなという感じがしております。以上です。

●委員

ほっと・すぺーす21も、コロナ禍前までは子どもの権利条約の普及のために、ユニセフの子供のための権利を書かれたものをカードにして、ワークショップという形でたくさん学校の学校に入らせていただきました。特に中学生は、自分たちにこんな権利があったんだ、教育を受ける権利ってちゃんとうたわれてるんだとか、それから意見を言ってもいい権利があるんだとか、休息をしていい権利があるんだとか、もう1つずつに改めてびっくりするという現場に私は何度も立ち会いました。自分たちが人としてやっぱり尊ばれるものなんだということを繰り返し繰り返し、特に思春期の子供たちには伝えていく必要があるのではないかなと思っています。失礼ですが、学校の図書館のところに権利条約の本が立ってあっても、先生たちすらそれが権利条約の本だったということを知らない方もたくさんいらっしゃいましたし、もう少し子供が生きやすい権利としてのいろんなものがあればいいなと思います。

それで、ちょっと質問なんです、教育を受ける権利というところで、不登校のお子さんたち、それからいじめに遭って、本当は勉強したいんだと思っていても学校に行かない選択を取った子供さんたちには、どういった教育の場を設けていらっしゃるのでしょうか。私ごとですが、孫がちょっと病気で学校に行けなかったんですが、高校生だったんですが、オンラインでちゃんと授業を受けさせてくださりまして、とてもありがたく思いました。ただ、そういったことが一人一人にはなかなか難しいかもしれませんが、何かそういった対策を今後考えていらっしゃるのでしょうか。

●事務局

ありがとうございます。学校では、例えば学校の教室を一つ別室として使いまして、学級に入りづらい、入りにくい子供たちの学習の場としているというような学校もあります。また、市町村によっては教育支援センターというところを設けていまして、不登校等の子供、学校に行きにくい子供の学びの場としていらっしゃいます。そこには、もちろん個別

の学習もですけども、料理、調理活動ですとか、そういう体験活動なども含めて子供たちの居場所等にもなっているというふうに認識をしております。

また、今、1人1台端末も少しずつ普及をしております。そういうICT環境が整ってきつつあるところなんですけども、ICTの機器を使って学びの保障をしているというような事例も報告をされているところです。例えば教室と、先ほど言いました学校の中にある別室をつなぐとか、教育支援センターと学校をつなぐとか、家庭と学校をつなぐとかというように例が徐々に実践が進んでいるというような状況であります。

●会長

学校現場としてはどうでしょうか、今、高等学校がオンラインで教育をしていただいたという話でしたが、学校に出にくい子供さんたちに対する教育を受ける権利、どのように保障しておられるか、現状が分かればお願いします。

●委員

まさにコロナ対応ということで学校がしばらく閉じなくてはいけなくなったときにどうするかと、図らずもそれに対応する局面がありました。先ほど言われた不登校の生徒、学校に行きにくい生徒への学びの保障という面にもつながるかもしれませんが、そういったことをきっかけに、1人1台端末は1年生だけなんですけど、先生方の中にもオンラインとか様々な方法を使って学びを続けなくてはいけないというような共通理解というものが広がってきたというふうに思っています。ただ、本校もそういったことをしたいなと思っているんですけども、やっぱり生徒の家のほうにそういった環境がない場合どうするかとか、全員にそういった環境が与えられるかという若干の整理をしなくてはいけない問題もあるのかなというふうに思っています。学校によってというか、先生によってというか、そういった感じでちょっと足並みがそろってないところはあるんですけど、高校におきましても徐々にそういったことが出てくるかなと思っています。高校におきましては、遠隔授業については、遠隔受け先にやはり先生がいないと単位認定にならないというちょっと現実的な問題があって、そういったところがもし緩やかになれば、もしかしたらそういったオンライン授業配信みたいなことができるかもしれませんが、現状では学校現場でできることをやっているというのが現実だと思っています。以上です。

●会長

ありがとうございました。

教育委員会さん、どうでしょうか、今、不登校のお子さんたち、学校に来なくても、学

校に代わる場所でお過ごしになっても、これまた教育課程の中に組み込んでいけるように制度的に少し変わってきているのではないかと思います、その辺りの現状が少し分かれば、お話しいただけると安心されるかなと。

●事務局

現状ですが、小・中学校の義務教育課程については、大分緩和されていまして、不登校の生徒でもそのような時数について、先ほど言いました支援センターでの学びとか、あるいは周りのフリースクールさんでの学びについても、校長・学校間のやり取りの中で認めているということになっております。

それと、高等学校につきましては、先ほど話がありましたが、現時点のところではなかなか出席という形態を取らなかったり、あるいは一番大きいのは受信側の、生徒側に教員がいないとなかなか認定が取れないという枠がまだついています。これは国もそのように定めておるところがあります。ましてや、高校の場合には専門高校を中心に実習等を行う高校もあります。そういうときの認定については大変ハードルが高い現状があります。ただ、今、島根県では不登校という対策ではなく、国の事業を使いながら、まだ個人と学校とか、団体と学校ではなく、学校間ではあるのですが、学校の壁を超えて学校間で単位認定ができるかどうかの、研究を行っております。3年間のうちの2年目を今年迎えているというところで、今研究を進めております。以上です。

●会長

ありがとうございました。

義務教育であればそういうふうにフリースクール等でも教育を受けられるというような形になってきているということですので、地域で協働しながら子供を支えていければというふうに考えております。ありがとうございました。

そのほか、ぜひ御出席の方に御発言いただければ。

どうぞ、お願いいたします。

●委員

先ほどから皆さんのお話をお聞きしながら、学校における窓口になる先生の力量とか居場所へつなぐとかいうお言葉を聞きながら、私たち民生委員は地域での窓口となる立場であるというのを改めて考えさせられました。私たちはいじめというそのもっと手前、そこにならないように、なる環境にならないようにするのが私たちの役目である。つまり、民生委員に限らず地域の者として、そのときにはいじめとかそういう問題はないのかもしれ

ないけれども、もしかしてその先にある子供たちがちょっと外れそうなところが、地域の大人が見ているとか、声かけているとか、そういうようなところから、ちょっと救われる。また、子供たちの言動の中でちょっとまずい言葉がありそうなのは、ちょっと周りの目を気にしながらでもちょっと抑えるとか、そういうところがもしかしていじめというところの手前のところで、民生委員が中心にして地域の大人たちがあるのではないかなというふうにも感じさせていただいています。自分たちの担当の学校に何回かお邪魔させていただきながら先生と御挨拶するように意識はしているのですけれども、校長先生、教頭先生とは御挨拶できても、先生方に御挨拶する機会っていうのは向こうから御相談がない限り本当はないんです。そうすると、私たち民生委員同士で情報共有している中で、先生方は、私たち主任児童委員をはじめ民生委員が、何のためにいるのか、どうやって学校と関わっているのかというのを理解しているだろうか、必要としているのだろうか、それとも全く存在さえ気づいてないのだろうか、というようなお話も出ました。確かに通り一遍のような形の御挨拶程度で済ましてしまうと、ただそれを重ねてるだけで、確かに先生方に、私たちの存在、何かあったらっていうところが伝わってないのかなというのを、そういう場っていうふうに感じるような意見交換をさせていただいたことがありました。

ただ、私が2年前に、新しく異動された中学校に校長先生のところに御挨拶に行ったときに、ああ、よかった、お会いできるのを待っていましたと一番最初に言っていただいた。実はですねと、最初に子供さんたちの名前を何人か上げられて、この子供たち、別に問題が今あるわけではないんですけれども、家庭環境的に、それから学校のちょっといつも遅刻するとか、そういうことでとっても気になる子供たちなんです、よかったらちょっと気に留めてやってくださいというふうに提出していただいた校長先生がいらっしゃった。当たり前のように思われるかもしれませんが、こういうことがあったのよっていうふうにすぐに皆さんで共有するぐらい、私たちにとってはとてもびっくりするぐらいの出来事だったんです。問題というのが、どこまで私たちが気に留める問題なのか、学校がこれは民生委員さんに相談するべきなのかというところがそれぞれ違うのかもしれませんが、私たちは何かあって相談される立場ではなくて、何かあったときのためにすぐ動ける、またはそうならないために気に留めといてくださいっていう、そう言っていただける存在のはずだと私たちは思っています。その辺のところもう少し学校と連携を取っていこうというのが私たちが常に話しているところです。何にしても、民生委員に限らず、地域、今、希薄になってると言われておりますけれども、学校になかなか私たちがずけずけ入り込める場所

ではありませんけれども、どうぞ開かれた学校とか、地域と連携という一時はやったような言葉がそのまま廃れてしまわないように、通り一遍の格好だけのものにならないようにというふうに願っています。コロナの状況があって特にその辺が難しくなってきましたけれども、それはそれとしてまたいろんな方法、または相談窓口として学校と先生方の連携取れることは全然変わらず続けられるはずですので、ぜひコロナだとか子供のデリケートな問題だとか、そういうことを盾にぜひ私たちの関係を薄くしないでほしいなというのが私たち民生委員の願いです。以上です。

●会長

ありがとうございました。

一連の学校を取り巻くネットワークがあるっていうことをもう少し学校の教諭の先生方にしっかりアナウンスしてほしいという声が大きいですので、ぜひとも学校関係の方、お持ち帰りいただいて、教育委員会のほうでもこのような声を周知する方法など、またお考えいただければと思います。そのように未然に防ぐってというようなことの重要性、今、お話しいただきましたが、PTA関係の方はいかがですか。

●委員

島根県PTA連合会として会の中でいじめや不登校に関して議題に上げるということはありません。あまりないため、私も特に全県の状況を把握しているわけではありませんので、個人的な経験だったり思いを話させていただきますと、幸いにもうちの子を含めて私の学校では大きないじめ問題等は耳には入ってきませんでした。不登校に関してはちょっと今も若干中学校のほうではある状況ではありますが、先ほどからお話があったとおり、生徒たちの不登校の状況に応じてきめ細かい対応を教育委員会さんにもしていただいている、本当にそれは助かっているなと思っています。感謝いたします。

小学校のPTA、私のところではそのように20人程度なので、全学年もう友達で、小さい頃からもう仲よしです。保護者も当然そういう山間部の地域なので全員が知り合いで友達のような関係でやっております。PTA活動もその延長でわいわい楽しくやろうという雰囲気があります。私が長年PTA活動をやっている中で会員の皆さんに申し上げているのは、PTA活動を通じて大人同士が仲よくなろうと。まず知り合いになろう、そして仲よくなろう、保護者同士、先生同士、大人同士がPTA活動を通じて仲よくなって1つのことをやっていく、そしてその姿を子供たちに見せていこうと。大人たちがいがみ合ったりとか、けんかしてるような姿を見せるのは絶対子供にはよくないから、大人たちがP

PTA活動を通じて仲よくなる姿を見せれば絶対子供たちにいい影響がある、それがいじめ問題につながるかどうかは分かりませんが、我々PTA活動を通じてそういう思いでみんなやっています。いろいろな大変な思いもあります。研修大会をやったりだとかいろんな大変なこともある中で、役員さん本当に大変な思いもしながらやっている部分もあるんですが、やはりそのPTA活動を通じてコミュニケーションを取ることによっていろいろなことが円滑にあって、何か気づいたときに相談しやすかったりとかいうのがあるので、やはりPTA活動っていうのは学校、子供たちを育てていく中で1つの重要な活動だとは僕は認識しておりますので、また今後とも皆さんの御協力と御理解をお願いしたいと思っております。以上です。

●会長

PTAという在り方はですね、大人同士、保護者同士のつながり、教員同士のつながり、これがセーフティーネットになるんじゃないか、非常に重要な御発言いただいたと思います。

そのほか、いかがですか。

●委員

すみません。PTAの会長とは、前にいじめの問題が起こって、いじめ対策委員会が開かれたときに、PTAの方からも委員として選ばれていて、顔を合わせたりしたなということのを思いました。いじめのことについてあまり御存じないPTAの方とか、いじめ対策防止法がどういうものかがあまり御存じないまま参加されておられるようだったので、とても不安そうだったなど。今は選ばれる委員がまた変わられているかもしれないし、そのときそのときによって違うかもしれませんが、ちょっと前のいじめ対策委員会なんかではそういうことを経験したことが私にはありましたので、いじめのことについて勉強されるのはすごくいいのではないかなと思っています。

あと、この頃気になったことなんですが、私立学校はどんな枠組みになっておられるでしょうか。この会はコロナ禍では開かれなかったんですけども、大規模クラスターが私立の高校で起こったとき、私たちは何も無い中で苦勞して助成金をもらって支援活動をしたという経緯があります。生徒向けの相談体制をつくったりとか、教職員向けの研修をやったりというのを私たちは助成金をもらって、私立学校の緊急支援はどこからもお金が出ないので、とても苦勞してやったという経緯があります。それ以降も私立の高校の緊急支援を依頼されて学校が頑張ってお金を出されることもあれば、出先がなくてできないとい

うような回答をいただいたりしたこともありました。鳥取県なんかでは私立学校も教育委員会が緊急支援をコーディネートされるというふうにお聞きしたので、そういえば島根県は全然協力していただけてないなと思ひまして、ちょっと聞いてみたいなと思ひました。

●会長

ダイレクトに質問いただきました。

委員会、いかがでしょうか、私学関係の。

●事務局

おっしゃられたとおり、限られた財源ということもありまして、なかなか予算の措置ができていないというのが実態ではございます。基本的には学校さんのほうから御相談いただいて、紹介できる先はうちのほうとしても可能な限り紹介させていただく、いわゆるソフトの支援ということでできる限りのことはさせていただきたいと思っております。財源的なところは、特に措置は用意してございませんので、その点は御了解いただけたらと思ひます。

●委員

こないだもすごく私学のスクールカウンセラーが困っていたので、考えてください。

●委員

今、ありがたい、背中を押していただけるような御発言をいただきました。事務局も困っておられたのではないかと思ひんですけども、確かに鳥取県とちょっと島根県の私学助成、考え方も違いますし、予算の枠もありますので、鳥取県までには予算いただいてない現実もあります。ただ、コロナ対策ということでは私学のほうにも随分お気遣いいただいて、空調関係のほうの改善とかいろいろしていただいて、私学全体としては大変感謝申し上げているところです。それから、スクールカウンセラー等の配置につきましても予算立てはある程度いただいておりまして、実際にそれを活用して平素からスクールカウンセラーに十分動いていただけておられる学校もたくさんあるのではないかと認識しています。ただ、やはり皆さんお忙しくて、十分その学校にずっとおられるかといったら、それはやはり難しいことじゃないかなということは各学校の校長先生方も認識しておられるのではないかと思ひます。ですけど、最低限という言い方は大変失礼かもしれませんが、私学への援助という道もちゃんと開いていただけておりますので、もう少しコロナが落ち着いてくればまた見えてくるものもあるのかなと。あるいは、さらに今日そういったお話をいただきましたので、来年度の予算はもう大体決まっていると思ひますが、その次の

年度に向けてもう一声私も言わせていただいて、ぜひ私学の生徒ももう少しいい気持ちを持って学校に行けるような御配慮を県のほうにもお願いさせていただけたらと今、強く決意をいたしました。ありがとうございました。

●会長

子供は同じですので、管轄の問題はあるかもしれませんが、島根県全体で若い子供を育てていくというようなことは、委員会でもやっぱり全県的にお考えいただく必要があるかなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

本日、警察あるいは鑑別所からもお越しいただいてます。未然に防ぐということが大きく話題にはなりましたが、大きな事故が起こったりした場合、そういう対応をどういうふうになさっているのか、あるいは更正に向けてどういうふうに御尽力いただいているのか、この辺り少しお話いただければ皆さんの参考になるかと思えます。いかがでしょうか。

●委員

警察としては、大きく分けて2本の柱がございます。1つ目は相談を、子供たちもしくは保護者の方からのいじめに関する相談を受け付けるということ。2つ目が、司法機関といますか、警察というところは犯罪が起きれば捜査するところであります。これは子供たちの間でも当然でございます。小学生については罪には問われず、刑罰的なものはございませんので調査という形にはなりますが、その後、案件によっては児童相談所さんのほうへ通告させていただく場合もございます。また、14歳以上の子供たちになれば、検察庁等に事件を捜査した後送致するということとなります。ただ、相談を受けたりとか、事件の捜査をしてそれで終わりではないというところが、このいじめ問題の大切なポイントかなと考えております。今までのお話の中で、特に関係機関の連携の強化というところがよく出ておりますが、非常にそれを我々警察としても痛感しているところでございます。いじめ問題はなかなかすぐには解決しないという点もあるかもしれませんが、教育、福祉、関係機関、あと警察のほうで様々な連携等を通じまして、子供たちがまたそういった問題が少しでも改善するようにやっていかなければならないのかなというところでございます。また、特に警察では、いじめ問題を通じて犯罪を起こしてしまった子供たちの立ち直り支援というのも継続して行っているところでございます。当然、被害者に寄り添うというのがありますけれども、いじめを犯してしまった子供たちが再びいじめを繰り返さないような、そういった立ち直り支援も都度行っているところでござい

ますので、またそういったことがございましたら最寄りの警察署等に御相談いただければと思いますので、よろしく願いいたします。私のほうからは以上であります。

●委員

少年鑑別所というところは、主に家庭裁判所で決定があった少年を収容して審判までの間身柄を預かって、その間に鑑別とかアセスメントを行うというのがメインの仕事でしたけれども、昨今、子供の人口が少なくなってきていて収容自体が減ってきております。その代わりに相談という活動をやっておりまして、この件数が年々、相談件数、相談の人数っていうのも増えております。少年鑑別所が関わるケースというのは大体事後とか問題が起きた後、予防ではなくて、問題が起きた後に関わることが多いのですが、それでケース会議とかにもいろいろ参加させていただいたり、心理検査とかしてアセスメントして結果とかもお伝えしたりとかするのですけれど、ちょっと何か率直な感想とか、感じる事というのが、学校さんによって温度差がいろいろあって、中にはアセスメントしてアプローチの方法とかいろいろと御提案しても、全く聞いてくれない学校っていうのがあります。ほとんどやっぱり問題起こしたので処罰的な感じとかいうか。やはり子供なので大人と違うというところをちょっと学校の先生が分かってらっしゃらないといったところがちょっと感じる、そういう学校さんもあるなというふうなところがあります。先ほど児童の権利条約のお話とかもありましたけれども、問題を起こした生徒さんに、問題を起こさないようにある程度行動の禁止とか制限とかっていうのが課されることっていうのがあると思いますが、中にはちょっと問題行動と全く関係ないという行動まで制限するといったところもあるので、学校の先生の中にもちょっとよく分かってらっしゃらない方もいらっしゃるのかなということを感じたりしております。

相談をやっておりますけれども、学校さんのほうからの御依頼があればアセスメントですとかケース会議とか、あと個別の対応、指導とかもやっておりますし、御家族からの御依頼でもやったりしています。特に制限っていうのはありません。やっぱり非行とかそういう問題行動のあるケースがメインになりますけれども、今のところちょっと最近多いなというのが性的問題行動ですけれども、そういった依頼がほとんどとなってきております。学校の先生も結構大変だとは思いますが、再加害を防止するために一生懸命やっておりますので、もうちょっと聞く耳を持っていただけたらなってちょっと率直なところの感想です。以上です。

●会長

ありがとうございました。

日頃なかなか御意見聞くことがない警察や鑑別所から貴重な御意見いただいたと思います。ありがとうございます。

そろそろ時間になってますが、特別支援学校での問題行動であるとか、あるいは保護者との問題であるとか、この辺りのことがありましたらひとつお願いできればと。

●委員

本校の取組といたしましては、人とのつながり、保護者同士のつながりだったり、学校の教員とのつながり、地域とのつながりをしっかりできたらなというところで、無理のない範囲で取組は進めているところです。特別支援学校は、ほかの学校、校種と比べると教員と保護者さんとの距離は近い。毎日子供の様子こうでしたよ、今日はこんなことがありました、こういうことができるようになりましたといったところをきめ細かに毎日連絡帳等でお伝えしていると思います。そういったところで信頼関係を築いていくといったところもあります。ただ、いじめ問題については、ないというわけではなくて、これも障がい種別といますか、学校によってかなり差があると認識しております。今、私のいます江津清和養護学校は生徒数も少なく、そういったところの認知は少ないんですけども、いじめ問題も重大な課題として取り組んでいます。先ほど少年鑑別所さんのほうからもお話がありました。前任校では学校のほうに研修に来ていただいたりとか、あと実際のケースで伺わせていただいて相談にも乗っていただいたりしまして、大変助かっております。それ以外の機関ともいろんなところで助けていただいております。そういったとこで、学校としてもいろんな機関ともつながり、あと地域のほうともコンソーシアム、あと学校運営協議会でもいろんな委員の方から御助言いただきながら、こういったいじめ問題には取り組んでいきたいと思っております。以上です。

●会長

ありがとうございました。

全体を通じましてこの場で御発言いただけることがありますでしょうか。

●委員

取組の紹介ということでお伝えしたいと思しますので、よろしくお願いします。

いじめ、虐待、体罰等、困った状態に置かれて、学校のほうにも保護者のほうにも相談したりSOSが発せないという子供もいます。県内では全部の国公立の小・中学校、それから特別支援学校の初等部、中等部にSOSミニレターという設置箱を各学校に設け

ていただいて、そこにペーパー、手紙形式で、悩みを書いて投函するということができるようになっております。小学校1年生でもできるような形になっておりまして、切手代等もかかりませんし、悩みの内容をどこへ相談するということが子供たちには難しいんですけど、人権擁護委員、あるいは法務局の職員が子供の希望する形で回答します。電話という場合の回答を望む場合はそれもやりますし、その返事もいいかげんなこと書けませんので、協議して書くということにしております。返事もできるだけ早く出すようにしております。件数については申し上げられませんが、ある一定数相談が来ております。内容について、これはという重要な内容はもちろん学校とも連携をして、情報を入れるということにしております。全国の小・中学校にも配付するということですので、法務省は膨大な予算をつけて実施しておりますので、御理解、またそういうことの御支援等もよろしく願いしたいと思います。

あと、個人的なことですけど、私の松江市内のある中学校の学校運営協議会の会長も務めさせてもらっております。その学校との、校長先生、あるいはいろんなPTAの方を含めた中でいじめ関係等についても具体的に話をしたり、あるいは対策協議会にも入れてもらうということを当然お願いして実現させてもらっておりますので、そういう具体的などころでのやっぱりいじめがある程度ありますということも出せる関係になって、そして対策のほうに近づけていくということが肝要かなというふうに思います。以上です。

●会長

ありがとうございました。

最初アンケートというような話もありましたけど、今のようなミニペーパー、そういう制度も法務省関係で行っておられるという御紹介いただきました。どうもありがとうございました。

せつかくの対面の機会でもっともっとと思うんですけども、時間になりましたので、大変残念ですけども、この辺りで意見交換としては閉じさせていただこうというふうに思います。御進行に協力をいただきましてありがとうございました。

それでは、司会を事務局にお返しします。

【教育監閉会挨拶】

●教育監

本日は長時間にわたり各方面から非常に貴重な多くの意見をいただき、ありがとうございました

いました。いじめ対応ということが主なのですが、それ以外でも不登校対応、さらに子供を取り巻く社会がどうあるべきかなど、幅広い角度から意見をいただいて、また我々の参考にさせてもらおうと思っています。昨年12月に改訂された生徒指導提要の変更点幾つかあるのですが、今回の改訂のポイントの1つに、チーム学校の在り方というのが示されています。今日も多くの意見が、チーム学校として学校を取り巻くいろんな方に子供の成長を支えていくべきではないかという意見をいただいたと思います。そういった中で、具体的にスクールソーシャルワーカーという存在をまず学校がしっかり認識をする必要があるのではないかと、また、ケース会議の短い時間の開催の在り方ができるのではないかと、そもそもそういった方が学校といかにふだんからつながりを持っていくことが大事か、そういった意見を様々いただいて、今後我々の取組の参考にしていきたいと思っております。

今、キーワードでいいますと、社会に開かれた教育課程ということが言われて、小学校、中学校、高校、特別支援学校、全ての校種において子供たちの教育活動を、学校だけではなくて、本当地域に支えられて教育活動が行われています。子供のためにということで、お願いすると快く引き受けていただける、これが島根県の本当にいいところだなというふうに日々感じているところでございます。いじめ対策ということではありますけど、子供の健やかな成長のためには、やはり学校だけではなくて地域一体となって子供を育てていく環境というのがもちろん大事だと思いますので、そういった形をどういうふうにしたら具体的にうまく取れていけるのか、今日いただいた意見を参考にしながらまた我々も考えていきたいというふうに思っております。本日はどうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。